

神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例（案）について

1. 条例制定の趣旨

神戸市では、昭和 52 年に「神戸市民の福祉をまもる条例」を制定し、市・事業者・市民の協働による福祉都市づくりを、全国に先駆け推進してきた。

平成7年の阪神・淡路大震災を契機に、高齢者の見守り活動は、見守り推進員の配置と地域とのさらなる連携による展開がなされており、その後「協働・参画3条例（「神戸市民による地域活動の推進に関する条例」等）」のもと、活発な地域活動が人と人のつながりを深めてきた。

また、復興プロジェクトとして神戸医療産業都市構想が進められ、日本最大級のバイオメディカルクラスターが形成されており、WHO（世界保健機関）健康開発総合研究センターにおいては、高齢化社会に対応するユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（※1）の実現に向けた取組が進められている。

このような活動が評価され、平成 28 年9月にG7保健大臣会合が神戸市で開催された際に、認知症の取組が言及された「神戸宣言」が出され、平成 29 年5月にWHO総会にて認知症に関する「グローバル・アクション・プラン（※2）」が採択された。

神戸市は、国の「認知症施策総合推進戦略（新オレンジプラン）」を推進するとともに、この世界的な認知症への取組を実践する中で、市民誰ひとりとして取り残さないとの決意のもと、認知症の人にやさしいまちづくり条例を制定する。

※1 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ：全ての人が、適切な健康増進、予防、治療、機能回復に関するサービスを支払い可能な費用で受けられる状態のこと。平成 24 年 12 月国連総会で、国際社会共通で取り組むことが採択された。

※2 グローバル・アクション・プラン：WHO総会で採択された世界各国での認知症への対応を推し進める行動計画。「認知症を重要保健課題に」・「リスク軽減、予防」・「診断、治療、介護その他支援の充実」・「研究開発の推進」等を掲げている。

また、国においては、「認知症施策総合推進戦略（新オレンジプラン）」を平成 27 年1月に策定し、全国的に認知症施策を推進しているところであり、グローバル・アクション・プランとともに新オレンジプランへの対応も含め、認知症施策を推進していく。

2. 条例（案）の内容

第1章 総則

(1) 目的

この条例は、認知症の人にやさしいまちづくりの理念を定め、市の責務と市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、認知症の人にやさしいまちの実現に資することを目的とする。

(2) 定義

「認知症の人」とは、介護保険法第5条の2に規定する脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態の方。

(3) 基本理念

認知症の人にやさしいまちづくりとは、次に掲げる基本理念に基づき推進するものとする。

- ① 認知症の人の尊厳が保持され、その人の意思が尊重され、社会参加を促進し、安全に、かつ安心して暮らし続けられるまちを目指すこと。
- ② 認知症の人とその家族のよりよい生活を実現するために必要な支援を受けられるよう、まち全体で支えること。

(4) 市の責務

- i) 市は、基本理念に基づき、認知症を重要保健課題として位置づけ、市内の認知症に係る医療・介護関係者及び大学等研究機関と連携し、「社会的認知の向上と啓発」・「リスク軽減、予防」・「診断、治療、介護その他支援の充実」・「介護者・家族への支援」・「科学的根拠の基盤となる情報システムの整備・充実」・「研究開発の推進」に基づく施策を総合的に実施するものとする。
- ii) 前項については、認知症の人やその家族の視点を重視するとともに、不断の検証及び見直しを行うものとする。

(5) 市民及び事業者等の役割

市民及び事業者は、認知症の人とその家族に対する理解を深め、市と市内の認知症に係る医療・介護関係者及び大学等研究機関との連携により、認知症の人にやさしいまちづくりを進めるよう努める。

第2章 認知症の人にやさしいまちづくりに関する施策の基本事項

(1) 責務又は役割を踏まえた施策の推進

前章の責務又は役割を踏まえ、市、市民及び事業者は、市内の認知症に係る医療・介護関係者及び大学等研究機関と連携し、協働して以下の取組を行うものとする。

(2) 予防・早期介入

WHO並びに神戸医療産業都市に関連する企業、大学及び研究機関等と連携又は協力し、

次に掲げる施策の実施により、認知症の予防及び早期介入を推進する。

- ①認知症の早期発見・早期介入に資する研究に対する介護等の情報提供による協力に関すること。
- ②認知症治療薬や早期診断手法の研究並びに認知症の予防及び介護に関する製品及びサービスの開発支援に関すること。
- ③認知症研究等で得られた成果等最新の知見の市民への還元及び施策への反映に関すること。

(3) 事故の予防と救済

- i) 認知症の人とその家族が安全に、かつ安心して暮らすことができるよう、認知症と診断された人による事故について、別に定めるところにより委員会(※第3章に規定する委員会)の判定に基づき給付金を支給する。
- ii) 交通事故防止に向けて、移動手手段の確保など、地域での生活支援に努めるとともに、認知症の疑いがある人の運転免許自主返納を推進する。

(4) 治療・介護の提供

- i) 認知症に係る相談については地域包括支援センターを中心に推進するとともに、早期受診につながる体制の確立並びに早期診断及び適切な治療又は介護の提供に必要な環境整備を行う。
- ii) 認知症の人を支援する医療及び介護に係る人材を確保し、及び資質を向上するため支援体制を充実させる。

(5) 地域の力を豊かに

認知症の人が住み慣れた地域で最後まで安心して暮らし続けることが出来るよう、次に掲げる施策を実施し、地域の力を豊かにしていくこととする。

- ①地域の実情に応じた効果的な介護予防事業の推進に関すること。
- ②認知症の人とその家族が、地域住民や支援を行う人と交流できる環境の整備に関すること。
- ③認知症の人が社会での役割又は生きがいをもてるような社会参加の場の提供に関すること。
- ④地域包括支援センター単位での声かけ訓練の促進等意識の醸成に関すること。
- ⑤認知症への理解を深める啓発及び行方不明者の早期発見のためのICTを活用した取組等による地域での認知症の人の見守りの推進に関すること。
- ⑥児童及び生徒に対する認知症の人を含む高齢者への理解を深める教育の推進に関すること。
- ⑦認知症の人の判断能力に配慮した成年後見等の権利擁護の取組の推進に関すること。

第3章 その他

(1) 委員会の設置

市は、認知症の人にやさしいまちづくりの推進と評価を目的とする市長の附属機関として、「神戸市認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会」を設置する。

(2) 議会への報告

市長は、毎年度、本市の認知症の人にやさしいまちづくりに関する施策の実施状況を議会に報告するものとする。

(3) 財政上の措置

市は、この条例の目的を達成するため、財源を含む必要な財政上の措置を講じる。

(4) 施行の細目

この条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

3. 施行予定

平成 30 年第 1 回定例会市会に上程し、議決された場合は公布の日から施行する予定です。

ただし、2. のうち、第 2 章(3)事故の予防と救済の i) に記載した内容は、上記議決後 1 年程度で施行する予定です。